

公開用

令和6年3月定例会

## 春日部市教育委員会会議録

令和6年3月26日

春日部市教育委員会

I 期 日 令和6年3月26日 火曜日  
II 場 所 市役所本庁舎4階 委員会会議室  
III 開 会 13時30分  
IV 閉 会 14時28分

V 教育長及び出席委員

教育長 鎌田 亨  
教育長職務代理者 水沼 章文  
委員 金森 良泰  
委員 山口 早苗

VI 欠席委員 岡田 新司

VII 説明のための出席者

【学校教育部】

学校教育部長	篠原 直樹
学校教育部学務指導担当部長	大野 明彦
学校教育部次長兼教育総務課長	成塚 淳一
学校教育部参事兼教育施設課長	寺林 敬峰
学校教育部学務指導担当次長兼指導課長	佐山 宏樹
市民文化会館長	石塚 晴美
学務課長	瀧谷 富雄
教職員担当課長	瀬高 武夫
教育相談センター所長	山本 智英
学校給食課長	柴山 伸之

【社会教育部】

社会教育部長	小谷 啓敏
社会教育部次長兼社会教育課長	佐藤 篤実
社会教育部参事(兼)社会教育課 生涯学習推進担当課長(兼)視聴覚センター所長	野口 美明
社会教育部参事(兼)中央公民館長	矢野 仁史
文化財課長	中野 達也
郷土資料館長	實松 幸男
スポーツ推進課長	清水 一男
スポーツ施設担当課長	福嶋 伸五
中央公民館事業担当課長	川辺 孝

VIII 書記

教育総務課 総務担当主幹 林 亮平  
教育総務課 総務担当主査 伊藤 知子

## IX 署名委員の指名

山口委員

## X 会議に附した議案

- 議案第 10 号 春日部市教育委員会事務局組織規則の一部改正について  
議案第 11 号 春日部市教育委員会事務決裁規則の一部改正について  
議案第 12 号 春日部市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部改正について  
議案第 13 号 令和 6 年度春日部市教育行政の基本方針・重点施策について  
議案第 14 号 春日部市教育委員会事務評価委員会委員の委嘱について  
議案第 15 号 行政財産の所管替えについて  
議案第 16 号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について  
議案第 17 号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について  
議案第 18 号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校運営協議会委員の任命について  
議案第 19 号 春日部市文化財保護審議会委員の委嘱について 議案第 20 号 春日部市スポーツ推進委員の委嘱について 議案第 21 号 春日部市教育委員会職員の人事異動について  
報告第 3 号 春日部市学校規模適正化計画検討委員会要綱の制定について  
報告第 4 号 春日部市学校体育館空調設備利用検討委員会要綱の制定について  
報告第 5 号 令和 5 年度春日部市立小・中・義務教育学校教職員の人事評価について  
報告第 6 号 令和 6 年度当初教職員の人事異動について  
報告第 7 号 令和 5 年度活躍する春日部の子供たちについて  
報告第 8 号 春日部市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部改正について  
報告第 9 号 第 2 次春日部市子ども読書活動推進計画の策定について  
報告第 10 号 令和 6 年 3 月春日部市議会定例会について

## XI 議題及び議事の大要

鎌田教育長

ただいまから3月定例教育委員会を開会いたします。

はじめに、本日の会議録署名委員を指名します。山口委員、お願いします。

前回会議録（案）については、事務局より各委員に事前に配付しています。質疑等があれば、お聞かせ願います。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

事前に配付した会議録（案）のとおりでよろしいですね。

[「結構です」と言う人あり]

鎌田教育長

前回会議録は、事前に配付した会議録のとおり承認されました。それでは事務局、会議終了後、前回署名委員の署名をいただいてください。

それでは議事に入ります。

はじめに、議案第10号「春日部市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」を議題とし、説明を求めます。

成塚課長、お願いします。

成塚学校教育部次長（兼）教育総務課長

議案第10号 春日部市教育委員会事務局組織規則の一部改正について、提案理由及びその主な内容について説明申し上げます。

議案書1ページを御覧ください。提案理由でございますが、教育委員会事務局の組織変更に伴い、春日部市教育委員会事務局組織規則を改正したく提案するものでございます。

次に、改正内容につきまして、説明申し上げます。議案書2ページを御覧ください。

最初に、第2条につきまして、全ての地区公民館に市民センターが設置されることから、社会教育部の武里市民センター、庄和市民センター正風館の規定が変更するものでございます。

また、第4条では、教育センターの維持管理に関する事務を、教育総務課総務担当から社会教育課生涯学習推進担当に移管しております。

5ページを御覧ください。大凧文化交流センターについて、施設所管は市長部局の観光振興課でございますが、同施設において、郷土資料の保管や展示について、文化財課文化財担当で担当するため、その規定を追記したものでございます。

附則につきましては、施行期日を、令和6年4月1日からとしております。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

鎌田教育長

何か御質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第10号 春日部市教育委員会事務局組織規則の一部改正について、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。

[ 賛成者挙手 ]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第10号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第11号「春日部市教育委員会事務決裁規則の一部改正について」を議題とし、説明を求めます。

成塚課長、お願ひします。

成塚学校教育部次長（兼）教育総務課長

議案第11号 春日部市教育委員会事務決裁規則の一部改正について、提案理由及びその主な内容について説明申し上げます。

議案書4ページを御覧ください。提案理由ですが、事務の所管変更に伴い、春日部市教育委員会事務決裁規則の一部を改正したく提案するものでございます。

次に、主な改正内容でございますが、議案書5ページを御覧ください。

第3条第1項 決裁事項及び専決事項において、学校教育部長から社会教育部長へ移管する事務がございますが、これは、先ほど、議案第10号で説明しました、教育センターの維持管理に関する事務の移管に伴うものでございます。

また、施設及び設備の利用許可等に関する事務を教育総務課長から指導課長の専決事項へ改正いたします。

これは、同様の理由から、教育相談センターの横に部屋がある実習室の管理を、移管するものでございます。

附則につきましては、施行期日を、令和6年4月1日からしております。

以上、よろしく御審議のほど、お願ひ申し上げます。

鎌田教育長

何か御質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり ]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第11号 春日部市教育委員会事務決裁規則の一部改正について、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。

[ 賛成者挙手 ]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第11号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第12号「春日部市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部改正について」を議題とし、説明を求めます。

成塚課長、お願いします。

成塚学校教育部次長（兼）教育総務課長

議案第12号 春日部市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部改正について、提案理由及びその内容につきまして、説明申し上げます。

議案書6ページを御覧ください。提案理由でございますが、コミュニティーセンターが廃止され、令和6年4月1日付けて地区センターが開所することに伴い、春日部市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正するため、提案するものでございます。

議案書7ページを御覧ください。改正の内容でございますが、別表（第2条関係）の表中、「及び各地区公民館」という表記を「、（点）各地区公民館」に改め、「及び各市民センター（武里市民センター、武里大枝市民センター及び庄和市民センター正風館を除く。）」を追記し、8ページなりますが、「武里大枝公民館」を「武里大枝公民館及び武里大枝市民センター」に改めるものでございます。

併せて備考について、規定の整備を行っております。

規則の施行日につきましては、令和6年4月1日からとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

鎌田教育長

何か御質問はありませんか。

[ 「ございません」と言う人あり ]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第12号 春日部市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部改正について、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。

[ 賛成者挙手 ]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第12号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第13号「令和6年度春日部市教育行政の基本方針・重点施策について」を議題とし、説明を求めます。

成塚課長、お願いします。

成塚学校教育部次長（兼）教育総務課長

議案第13号 令和6年度 春日部市 教育行政の基本方針・重点施策について、提案理由、及びその主な内容につきまして、説明申し上げます。

議案書10ページを御覧ください。提案理由でございますが、教育全般についての基本的な方針等をまとめた、令和6年度の基本方針・重点施策を定めたく、提案するものでございます。

次に、主な内容につきまして説明申し上げます。別冊「令和6年度 基本方針・重点施策」を御覧ください。また、資料として、昨年度からの変更点をまとめた「新旧対照表」を添付いたしましたので、併せて御覧ください。

こちらにつきましては、2月定例教育委員会の勉強会にて、皆様に素案をお示しいたしましたが、その後、各担当で最終確認を行っております。素案からの変更点につきましては、「新旧対照表」において、薄く網掛けされている箇所となります。

それでは、概要につきまして、説明いたします。

はじめに、令和6年度 基本方針・重点施策1ページを御覧ください。1ページから3ページは、教育行政全体としての基本方針、及び重点施策となっております。

次に、4ページから5ページは、教育委員会に関する「委員会運営の目標」、及び「委員会活動の重点事項」となっております。

6ページ以降は、各課の目標、主な施策、主な事業の概要及び第2次総合振興計画後期基本計画の成果指標における目標となっております。

こちらの令和6年度 基本方針・重点施策につきましては、4月上旬に市公式ホームページにて公開する予定でございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

鎌田教育長

何か御質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第13号 令和6年度春日部市教育行政の基本方針・重点施策について、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。

[ 賛成者挙手 ]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第13号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第14号「春日部市教育委員会事務評価委員会委員の委嘱について」を議題とし、説明を求めます。

成塚課長、お願ひします。

成塚学校教育部次長（兼）教育総務課長

議案第14号 春日部市教育委員会事務評価委員会委員の委嘱について、提案理由及びその主な内容について説明申し上げます。

議案書11ページを御覧ください。提案理由でございますが、令和6年3月31日をもって、現委員の任期が満了することに伴い、春日部市教育委員会事務評価委員会要綱第3条第2項の規定に基づき、新たに委員を委嘱したく提案するものでございます。

候補者ですが、議案書12ページの候補者名簿を御覧ください。

1番の、濱本 一 氏は、共栄大学教育学部教授でございます。

2番の、小林 学 氏は、元江戸川小中学校校長でございます。

3番の、白濱 容麗子 氏は、元春日部市生涯学習地域推進員でございます。

なお、2番の小林氏は、今回から新たに事務評価委員として委嘱したいと考えているものでございます。

いずれの方につきましても、幅広い知識及び経験を有しております、春日部市の教育を熟知されている方でございます。

任期は、令和6年4月1日から、令和7年3月31日までの1年間でございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願ひ申し上げます。

鎌田教育長

何か御質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

名簿番号1番、3番のお二人は継続いただけるということですが、金井委員が今年度で退任したいとの申出があったため、名簿番号2番の小林委員が新任ということでございます。小林委員は、江戸川小中学校だけでなく、春日部中学校でも校長を務めており、教育委員会事務局での実務経験もある方でございます。

それでは、他にないようですので、これより採決をいたします。

議案第14号 春日部市教育委員会事務評価委員会委員の委嘱について、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。

[ 賛成者挙手 ]

鎌田教育長

　挙手全員であります。よって、議案第14号は、原案どおり可決と決しました。  
　次に、議案第15号「行政財産の所管替えについて」を議題とし、説明を求めます。  
　成塚課長、お願ひします。

成塚学校教育部次長（兼）教育総務課長

　議案第15号 行政財産の所管替えについて、提案理由及びその内容につきまして、説明申し上げます。

　議案書13ページを御覧ください。提案理由でございますが、コミュニティセンターの廃止に伴う行政財産の所管替えについて、地方自治法第238条の2第2項の規定に基づき、春日部市長あて回答したく、提案するものでございます。

　市長部局所管の行政財産から教育委員会所管の行政財産へ移管となる財産の詳細につきましては、議案書14、15ページの記載のとおりでございます。

　以上、よろしく御審議のほどお願ひ申し上げます。

鎌田教育長

　何か御質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

　武里南地区公民館を除く全ての地区公民館と武里大枝公民館に地区センターが併設されることに伴い、コミュニティセンターが廃止となり、その所管部分が公民館に移管されるということでございます。

　他に御質問がないようですので、これより採決をいたします。

　議案第15号 行政財産の所管替えについて、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。

[ 賛成者挙手 ]

鎌田教育長

　挙手全員であります。よって、議案第15号は、原案どおり可決と決しました。  
　次に、議案第16号「春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」を議題とし、説明を求めます。

　佐山課長、お願ひします。

佐山学務指導担当次長（兼）指導課長

　議案第16号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について、提案理由及び主な内容について、説明申し上げます。

　議案書20ページを御覧ください。春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校

医、学校歯科医及び学校薬剤師の欠員、変更に伴い、春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師設置に関する条例第1条の規定に基づき委嘱したく提案いたします。

委嘱する学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の一覧は、21ページにございます。

任期は、令和6年4月1日からでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願ひ申し上げます。

鎌田教育長

何か御質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

任期に終期がありませんので、先方からの申出があるまでは、継続して委嘱するものとなるということですね。

他に質問がないようですので、これより採決をいたします。

議案第16号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。

[ 賛成者挙手 ]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第16号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第17号「春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について」を議題とし、説明を求めます。

佐山課長、お願ひします。

佐山学務指導担当次長（兼）指導課長

議案第17号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について、提案理由及び主な内容について、説明申し上げます。

議案書22ページを御覧ください。困難な問題を抱える女性への支援のための仕組みが整備されたことに伴い、売春防止法が改正され、売春を行う恐れのある女子に対する補導処分及び保護更生の措置に関する規定が削除されました。それに伴い、春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正したく提案いたします。

変更する箇所については、資料23ページの新旧対照表を御覧ください。改正前の第2号の規定が廃止となり、休業補償を行わない場合の規定が第1号のみとなったことに伴い、その規定が改正されたものでございます。

なお、施行期日は令和6年4月1日からでございます。  
以上、よろしく御審議のほど、お願ひ申し上げます。

鎌田教育長

法改正によるものですね。何か御質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第17号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。

[ 賛成者挙手 ]

鎌田教育長

挙手全員であります。

よって、議案第17号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第18号「春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校運営協議会委員の任命について」を議題とし、説明を求めます。

佐山課長、お願ひします。

佐山学務指導担当次長（兼）指導課長

議案第18号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校運営協議会委員の任命について、提案理由及び主な内容について、説明申し上げます。

議案書24ページを御覧ください。春日部市立学校、中学校及び義務教育学校の学校運営協議会委員を学校運営協議会規則第8条の規定に基づき、任命したく提案するものでございます。

任命する学校運営協議会委員の一覧は、議案書25ページから40ページにございます。

各学校の一覧でございますが、年度当初の教職員人事異動に関連する部分は空欄となっております。今後、確定しだい、直近の定例教育委員会にて報告させていただきます。

なお、任命期間につきましては、令和6年4月1日から令和7年3月31日まででございます。

以上、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

鎌田教育長

何か御質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

佐山課長から説明がありましたが、充て職の部分については、教職員人事の公表前ですので、空欄になっているということでございます。他に質問がないようですので、これより採決をいたします。

議案第18号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校運営協議会委員の任命について、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第18号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第19号「春日部市文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題とし、説明を求めます。

中野課長、お願ひします。

中野文化財課長

議案第19号 春日部市文化財保護審議会委員の委嘱につきまして、提案理由および主な内容につきまして説明申し上げます。

お手元の議案書41ページを御覧ください。提案理由でございますが、春日部市文化財保護審議会委員の任期満了に伴いまして、春日部市文化財保護審議会条例第4条の規定に基づき委員を委嘱したく、提案するものでございます。

文化財保護審議会委員につきましては、条例第3条で、委員は10人以内をもって組織し、第4条では文化財に関し専門的及び技術的に職見を有する者のうちから、教育委員会が委嘱することとなっております。

続きまして、議案書42ページに候補者名簿を掲載しております。10名の候補者のうち、名簿番号3番の方を除く9名の皆さまは、前任期からの再任となります。美術工芸や教育史をはじめ、歴史、民俗、建築、自然、樹木、そして学校教育と、本市の文化財の保存と活用を推進する上で欠かすことができない領域を御専門とする学識経験者でございます。また、名簿番号3番の小林様は、このたび、新たに候補者とする方で、日本工業大学で情報メディアを御専門とする准教授で、史跡神明貝塚保存活用計画の策定時に指導者として、ＩＣＴを用いた解説機能について御助言をいただいております。今後、史跡現地や郷土資料館におけるデジタル技術を介した公開・活用にも御指導いただきたく候補者としたところでございます。

任期につきましては、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2か年となります。

以上、よろしく、御審議のほど、お願いいいたします。

鎌田教育長

何か御質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第19号 春日部市文化財保護審議会委員の委嘱について、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第19号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第20号「春日部市スポーツ推進委員の委嘱について」を議題とし、説明を求めます。

清水課長、お願ひします。

清水スポーツ推進課長

議案第20号 春日部市スポーツ推進委員の委嘱について、提案理由及びその主な内容につきまして、説明申し上げます。

議案書43ページを御覧ください。はじめに、提案理由でございますが、春日部市スポーツ推進委員の任期満了に伴い、春日部市スポーツ推進委員条例第3条第2項の規定に基づき委嘱したく提案するものでございます。

次に、主な内容でございます。春日部市スポーツ推進委員は、スポーツ基本法に基づき、春日部市スポーツ推進委員条例で設置され、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、職務を行うのに必要な熱意と能力を有する方の中から、教育委員会が委嘱するものでございます。スポーツ推進委員は、市民の皆様に、スポーツに関する指導・助言等を行うことをその職務としております。

次に、44ページ、45ページの候補者名簿を御覧ください。委員候補者は、34名いらっしゃいます。

なお、委員の任期につきましては、令和6年4月1日から令和8年3月31日の2年でございます。

名簿の右側、「備考欄」に継続と記載しております30名の方は、春日部市スポーツ推進委員条例第3条第5項の規定により、再任とさせていただくものでございます。

また、新任の委員につきましては、スポーツ推進委員選任要領に基づき書類審査や面接を行い、名簿番号7番 西川様、11番 小暮様、18番 青木様、31番 北村様の計4名の方を委員候補者とし、委嘱をお願いするものでございます。

この新任の4名の方につきましては、スポーツを通して、地域住民の健康維持や地域コミュニティに、少しでも貢献したいというお気持ちで、応募されたところでございます。

以上、よろしく、御審議のほどお願ひいたします。

鎌田教育長

何か御質問はありませんか。

水沼教育長職務代理

内牧地区から選出がありませんが、そこはどのように捉えればよいでしょうか。

清水スポーツ推進課長

委員ご指摘のとおり、内牧地区の推進委員につきましては、新たな候補者がなかなか見つからない状況でございます。

当課としても、令和4年度から自治会関係者の皆さまに説明し、候補者の御案内等を行っておりますが、なかなか手が上がらず厳しい状況が続いております。

なお、内牧地区の活動については、他地区の委員の協力を得ながら、漏れなく実施しているところでございます。

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第20号 春日部市スポーツ推進委員の委嘱について、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。

[ 賛成者挙手 ]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第20号は、原案どおり可決と決しました。  
次に、議案第21号「春日部市教育委員会職員の人事異動について」でございますが、議案第21号は、職員の人事に関する事項であるため、会議を非公開にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

[ 「異議ありません」と言う人あり ]

鎌田教育長

異議なしと認め、春日部市教育委員会会議規則第18条の規定に従いまして、これより会議を非公開とします。

### 《非公開議案の審議》

議案第21号 春日部市教育委員会職員の人事異動について

鎌田教育長

会議の非公開を解き、これより、会議を公開とします。

以上で、議案の審議を終了し、報告に移ります。

はじめに、報告第3号 春日部市学校規模適正化計画検討委員会要綱の制定について、説明を求めます。

成塙課長、お願いします。

成塙学校教育部次長（兼）教育総務課長

報告第3号、春日部市学校規模適正化計画検討委員会要綱の制定について、報告いたします。

議案書48ページを御覧ください。

第1条、本要綱の目的でございますが、教育委員会内において、小中一貫教育及び学校再編に関する基本方針の見直しを行い、学校規模適正化計画について調査、検討するための委員会を設置するものでございます。

第3条、委員会組織につきましては、委員長には学校教育部長を、副委員長には総合政策部公共施設事業調整担当部長及び学校教育部学務指導担当部長を充てるとともに、49ページの別表第1に規定する関連部局の課長6名で構成することとしております。

また、第7条に規定しているとおり、部会についても設置いたします。

なお、附則につきましては、施行期日を、教育長決裁のあった日、令和6年3月14日からとしております。

以上、報告いたします。

鎌田教育長

何か御質問はありませんか。

水沼教育長職務代理

要望となりますのが、本市でも学校再編は検討しなければならない時期に差し掛かっておりますが、その検討は、市や教育委員会の都合で進めるのではなく、市民感情を優先して審議を進めてほしいと思います。

鎌田教育長

次に、報告第4号 春日部市学校体育館空調設備利用検討委員会要綱の制定について、説明を求めます。

成塙課長、お願いします。

成塙学校教育部次長（兼）教育総務課長

報告第4号、春日部市学校体育館空調設備利用検討委員会要綱の制定について、報告いたします。

議案書51ページを御覧ください。

第1条、本要綱の目的でございますが、春日部市学校体育館の空調設備の利用及び管理等に関する事項を検討するため、庁内検討を進めるための委員会を設置するものです。

第3条、委員会組織につきましては、委員長には学校教育部次長を、副委員長には社会教育部次長を充てるとともに、52ページにあります別表第1に規定する関連部局の課長4名で構成することとしております。また、第7条に規定しているとおり、作業部会についても設置いたします。

なお、附則につきましては、施行期日を、教育長決裁のあった日、令和6年2月19日からとしております。

以上、報告いたします。

鎌田教育長

何か御質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

次に、報告第5号 令和5年度春日部市立小・中・義務教育学校教職員の人事評価について でございますが、報告第5号及び第6号については、教職員の人事に関する事項であるため、会議を非公開にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

[「異議ありません」と言う人あり]

鎌田教育長

異議なしと認め、春日部市教育委員会 会議規則第18条の規定に従いまして、これより会議を非公開とします。

それでは、報告第5号について、説明を求めます。

瀬高課長、お願ひします。

### 《非公開の報告》

報告第5号 令和5年度春日部市立小・中・義務教育学校教職員の人事評価について

報告第6号 令和6年度当初教職員の人事異動について

鎌田教育長

会議の非公開を解き、これより、会議を公開とします。

次に、報告第7号 令和5年度活躍する春日部の子供たちについて、説明を求めます。

佐山課長、お願ひします。

佐山学務指導担当次長（兼）指導課長

報告第7号 令和5年度活躍する春日部の子供たちについて、報告いたします。

議案書55ページを御覧ください。

今年度もたくさんの児童生徒が様々な分野の大会、コンクール等で活躍いたしました。56ページから59ページに、その一覧を掲載しております。

この一覧は、各学校から報告いただいたものとなります、全国レベルの大会・コンクールに出場・入賞した児童・生徒について掲載しております。

なお、この中でも特に優れた児童生徒につきましては、市長を敬訪問を行いました。

昨日も13名の児童生徒が市長表敬訪問を行い、結果の報告や今後の抱負を述べるとともに、市長から激励と労いの言葉をいただきました。

報告は以上でございます。

鎌田教育長

何か御質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

次に、報告第8号 春日部市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部改正について、説明を求めます。

柴山課長、お願ひします。

柴山学校給食課長

報告第8号 春日部市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部改正について、報告いたします。

議案書 60ページを御覧ください。はじめに、規則の改正理由でございますが、食材料の物価が高騰する中、安心安全な学校給食を安定的に提供するため、規則の一部を改正したものです。

次に、議案書 61ページを御覧ください。改正内容でございますが、附則の第5項 令和6年4月分から令和7年3月分までの教職員等の学校給食費の特例でございます。

こちらは、令和5年度におきましても、令和5年9月分から令和6年3月分まで、教職員等の学校給食費を一食30円程度、月額ですと500円を一時的に増額しておりましたが、令和6年度についても、物価は高止まりを継続していくことが見込まれていることから、令和6年度の1年間について同額で増額するものです。

なお、児童生徒分については、市が学校給食における物価高騰分（1食あたり30円）を、市の一般財源を原資として支援することで、保護者の負担軽減を図りますが、教職員等の皆さんには応分のご負担をいただくものです。

最後に、規則の公布につきましては、令和6年3月18日公布済みでございます。

報告第8号につきましては、以上でございます。

鎌田教育長

何か御質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

次に、報告第9号 第2次春日部市子ども読書活動推進計画の策定について、説明を求めます。

野口課長、お願ひします。

野口社会教育部参事（兼）生涯学習推進担当課長

報告第9号 第2次春日部市子ども読書活動推進計画の策定について報告いたします。

議案書62ページ、及び、別冊の黄緑色の冊子を御覧ください。

令和5年10月の定例教育委員会において、中間報告をいたしました「第2次春日部市子ども読書活動推進計画」について、策定経過を報告するものでございます。

本計画につきましては、令和6年1月4日から2月2日まで市民意見提出手続きを実施し、お二人の方から7件の御意見がございました。

寄せられました御意見により、改めて必要な修正を加えた上で、計画を策定したところでございます。

今後につきましては、計画に基づき本市の子どもたちの読書活動をより一層推進してまいります。

報告第9号につきましては、以上でございます。

鎌田教育長

何か御質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

次に、報告第10号 令和6年3月春日部市議会定例会について、説明を求めます。

成塚課長、お願ひします。

成塚学校教育部次長（兼）教育総務課長

報告第10号 令和6年3月春日部市議会定例会について、報告いたします。

議案書64ページを御覧ください。会期は、2月14日から3月18日の34日間でございました。

提出議案のうち、教育委員会関係の議案は、議案第3号、9号、16号、18号、22号、30号、38号の7件であり、原案のとおり可決されました。

なお、議案第38号は、3月31日に任期満了を迎える鎌田教育長に、引き続き、教育長をお願いしたく、3月市議会定例会に議案を上程したものでございます。その結果、2月14日に、全会一致で任命同意の議決をいただきましたので、この場を借りて報告いたします。

次に、一般質問では、27人の議員から質問があり、このうち教育委員会関係につきま

しては、9人の議員から質問がございました。質問項目につきましては、お示しのとおりでございます。参考に一般質問の学校教育に関するダイジェスト版を配布いたしましたので、参考に後ほど御覧ください。

鎌田教育長

何か御質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

以上で、報告を終了します。

それでは、次回教育委員会の日程をお願いします。

篠原学校教育部長

4月定例会につきましては、4月18日、木曜日、午後1時30分から、本会場、本庁舎4階、委員会会議室での開催を予定しております。

以上でございます。

鎌田教育長

以上で、3月定例教育委員会を閉会いたします。